

## 特別観覧席ドリームピットご利用約款

### (約款の適用)

- 第1条 ボートピアなんぶ（以下「当場」といいます。）は、「ボートピアなんぶ特別観覧席ドリームピットご利用約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款を遵守すること並びに舟券を購入することを条件として利用する利用者（以下「本ゲスト」といいます。）に対し各種サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習並びに「ボートピアなんぶ」ご利用規則によるものとします。

### (約款の変更)

- 第2条 当場は、本ゲストに事前に通知することなく、本約款及び本サービスを変更します。
- 2 当場が、本約款を変更するときは、事前にウェブサイト及び当場内にその内容を掲示することとします。

### (主な設備)

- 第3条 特別観覧席ドリームピット（以下「ピット」といいます。）は、全12席のうち4席が禁煙席であり、主な設備は次のとおりです。
- (1) 50インチ カラーモニター 2台
  - (2) テーブル 12脚
  - (3) リクライニング チェア 12脚
  - (4) テーブル上に19インチ カラーモニター 各1台 計12台
  - (5) 洋服掛け 1本
  - (6) スリッパ 12足
  - (7) 自動飲料販売機 1台
  - (8) 自動発売払戻機 1台
  - (9) 手売発売払戻機 1台
- 2 特別観覧席駐車場は、当場建屋西側に設置されており、21区画が利用できます。

### (ボートレース情報等の提供)

- 第4条 ピット内に設置された前条記載のカラーモニターに、別表1「チャンネル別内容と画面構成」を放映します。

### (サービスの種別等)

- 第5条 本サービスは、次の各サービスに分類されます。

サービスの種別	サービスの内容
(1) 「特別観覧席駐車場利用サービス」	本ゲスト1人につき1区画を利用できるサービス。
(2) 「ボートレース情報サービス」	50インチのカラーモニター2台による第4条に規定するサービス。
(3) 「専用座席利用サービス」	本ゲスト1人につきテーブル上（1脚）に置かれた19インチカラーモニター1台による第4条に規定するサービス並びにリクライニングチェア1脚が利用できるサービス。
(4) 「ドリンク類無料サービス」	着席後担当係員が淹れたコーヒー又はお茶を席まで運ぶサービス並びにピット内に設置されている自動飲料販売機から無料でコーヒー等を受けるセルフサービス。

- |                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| (5) 「菓子類無料サービス」    | 着席後担当係員が1回お菓子類を席まで持参する無料サービス。   |
| (6) 「おしぼり無料サービス」   | 着席後担当係員が1回おしぼりを席まで持参する等の無料サービス。 |
| (7) 「予想紙一部の無料サービス」 | 当日開催のボートレースに係る予想紙一部の無料サービス。     |
| (8) 「その他のサービス」     | お食事のご注文受付と席まで運ぶサービス等。           |

(本サービスにおける一部制限事項)

第6条 ダンプカー等の大型貨物自動車、大型特殊車両、大型バス、マイクロバス等で来場の場合は、特別観覧席駐車場が狭隘なため安全確保のために駐車することはできません。警備員の誘導に従って、指定された大型車両駐車場をご利用願います。

- 2 喫煙者でありながら禁煙席を希望して利用する本ゲストは、既に禁煙者が利用している場合は、禁煙席及びその付近での喫煙はご遠慮して頂く場合があります。

(サービスの提供範囲、時間)

第7条 当社が提供する本サービスの提供範囲は、ピット内及び会場特別観覧席駐車場とします。ただし、第6条第1項の場合は除くものとします。

- 2 当社が提供する本サービスの時間は、原則として利用当日一日限り、かつ開場時から最終レース終了迄の間とします。ただし、本ゲストの都合により中途退場した場合は除きます。
- 3 本ゲストは、一時的に退席し、その後、利用当日最終レース終了前までに再入場することができます。その場合、担当係員にあらかじめ再入場する旨を話すと共に、再入場時には入場券の半券を示すものとします。なお、担当係員に対し事情を告げないまま中途退場した場合は、本ゲストの都合により中途退場したものとみなします。

(利用料金及び承諾等)

第8条 本サービスの利用を希望する方は、第1条から第7条までの規定を承諾したうえで、ピット入室時に担当係員に対し前金で別に定める利用料金を支払うものとします。なお、満席の場合には、入場を遠慮していただく場合があります。

- 2 本ゲストが未成年者を同伴してきた場合は、原則として前金で当該未成年者の利用料金を支払うものとします。ただし、当該未成年者が乳幼児であって、かつ保護者が背負ったり抱きかかえるなどの方法により常時一体となって、本ゲストが利用する一席だけを占有する場合には、当該乳幼児の利用料金については、その支払いを免れることができるものとします。
- 3 喫煙席又は禁煙席が満席の場合、本ゲストのご希望に添えない場合があります。
- 4 担当係員は、第9条の規定に該当せず、かつ、本ゲストと認められた場合は、代金受領後速やかに年月日を押捺した当場所定の利用券の半券を手交するものとします。
- 5 本ゲストは、空席のうちの任意の1席を利用できます。
- 6 合理的な事由が存在する場合には、席替えを希望することができます。
- 7 有料入場券の払い戻しは、当日発売予定のボートレース全場が開催中止となった場合のみとします。それ以外の払い戻しは一切できません。
- 8 既に有料入場券を購入してピットを利用されている本ゲストの方が、ボートレース開催場においてボートレースが中止等となる場合を除いて、当社が開場(開場前を含む。)から閉場するまでの間に、別表2「会場において舟券場外発売が中断若しくは中止となる場合」に掲げる天災地変等の発生により利用中止のやむなきに至った場合は、諸般の事情を総合的に判断して必要な措置を講ずることとします。ただし、間もなく復旧し再開した場合は除きます。

(2011年5月1日 第8項追加)

(入場拒否又は退場)

第9条 次に掲げる場合、ピットへの入室及び会場への入場を拒否する場合があります。また、ピット入室後認知した場合は、退室・退場していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 別に定める「ボートピアなんぶ」ご利用規約の「1 営業時間、2 損害賠償、3 禁止事項」の規定に違反し、又はそのおそれがある場合。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日 法律第77号)に規定する指定暴力団及び指定暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (3) 会場若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (4) 保護者同伴の児童が、会場内外を走り回ったり、泣き叫んだり大声を上げ続ける、遊び道具を振り回したり、飛ばすなどして他の迷惑となり、保護者等の制止、説得に応じない場合。
- (5) 保護者が、同伴する児童を会場駐車場に駐車中の車両に放置し、当該児童の身体、生命等に危害が生ずるおそれが認められるとき、速やかに改善措置をとらない場合。

(寄託物等の取扱い)

第10条 本ゲストから現金、貴重品及び高級ブランド品を預かることは固くお断り申し上げます。ただし、これらの物が在中していない手荷物等は、ご依頼があれば当日限りにおいてお預かりし、お求めに応じて返還します。

(駐車の実行)

第11条 本ゲストが特別観覧席駐車場又は一般駐車場をご利用になる場合、会場は場所をお貸しするだけであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(免責)

第12条 会場は、次の場合は、本ゲストに対し、一切の責任を負うものではありませんので、ご了承ください。

- (1) ボートレースが中止になった場合。
- (2) ボートレース、オッズ等の放映が中断した場合。
- (3) 会場の責めに帰すべき事由によるものでない自動発券機又は自動発券払戻機の故障により舟券の購入ができない場合。
- (4) 会場の責めに帰すべき事由によるものでないマークカードの誤記入等による舟券の購入。

以上

附則

(実施年月日)

- 1 この約款は、2011年1月16日より制定・施行します。

附則

- 1 この規則は、2011年5月1日から施行します。